

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>研究開発に係る機械装置等の設備投資を行った中小企業について、</li> <li>・ 試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合：5年間、固定資産税を全額免除する</li> <li>・ 量産技術開発又は新製品開発の用に直接供される資産を取得した場合：3年間、固定資産税を全額免除する</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li>固定資産税の特例措置を2年間講じる。</li> </ul>			
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	[ ]			
減収見込額	[初年度] 精査中 ( - )	[平年度] 精査中 ( - )	(単位：百万円)	
	[改正増減収額] -			
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業や利益が少ない企業を含めた中小企業の研究開発投資を後押しすることで、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上を図り、我が国経済全体の発展を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業を取り巻く経営環境は人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や付加価値向上が最重要課題である。</p> <p>一方で、生産性向上・付加価値向上が求められる赤字企業等にとっては法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的である。そこで、全ての企業の負担となる固定資産税の減免を行い、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上・付加価値向上を促進し、我が国の産業の基盤たる中小企業の底上げを図る必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	-			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																																						
		政策の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>※2026年度（令和8年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。</p>																																						
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）																																						
		同上の期間中の達成目標	2026年度（令和8年度）以降の研究開発投資額の目標について、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																																						
		政策目標の達成状況	<p>○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。</p> <p>研究主体別研究費の推移（兆円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> <th>合計</th> <th>目標値 (2021～2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>19.7</td> <td>20.7</td> <td>22.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>62.5</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>14.2</td> <td>15.1</td> <td>16.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>3.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]</p>		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120	企業	14.2	15.1	16.1	-	-			非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	-	-			大学等	3.8	3.8	3.9	-	-
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計	目標値 (2021～2025年度)																																		
総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120																																		
企業	14.2	15.1	16.1	-	-																																				
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	-	-																																				
大学等	3.8	3.8	3.9	-	-																																				
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																																							
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>中小企業の研究開発の促進のためには、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要である。加えて、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含めた全ての企業の負担となる固定資産税の減免が有効である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の研究開発投資の後押しをするため、研究開発にかかる設備等（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、研究開発に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計を行う。</p>																																							

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—																																			
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制等</th> <th>補助金等</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>5.89%</td> <td>1.85%</td> <td>7.74%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>5.20%</td> <td>3.90%</td> <td>9.10%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>15.05%</td> <td>5.13%</td> <td>20.18%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.19%</td> <td>3.52%</td> <td>3.71%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>19.48%</td> <td>9.39%</td> <td>28.87%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>5.65%</td> <td>4.91%</td> <td>10.56%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12.54%</td> <td>2.40%</td> <td>14.94%</td> </tr> <tr> <td>OECD 平均</td> <td>6.5%</td> <td>4.81%</td> <td>11.31%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&amp;D, 2023 As a percentage of BERD)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																		
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																		
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																		
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																		
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																		
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																		
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																		
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																		
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																		
要望の措置の 妥当性	<p>中小企業全体の研究開発の促進のためには、一定のテーマや公募時期等が設定された予算上の措置ではなく、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要である。加えて、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含めた全ての企業の負担となる固定資産税の減免が妥当である。</p>																																				

<p>これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>